

法教育

法教育

センターニュース

No. 28

2019年12月15日
第28号

Law-Related Education

発行 神奈川県弁護士会法教育委員会

巻頭言

神奈川県弁護士会
副会長 須山 園子



この春高校に入った次女が、お寿司屋さんでアルバイトを始めました。

何でも、仲の良いお友達が2人働いていて、かなりの金額を自分で自由に使えるらしく、羨ましい様子。毎月もらうお小遣いではとても足りないからと、親の反対を押し切ってさっさと面接に行き、働き始めました。

数日経った頃、アルバイト先からうなだれて帰ってきました。話を聞いてみると、「バイトを休むなら、その分誰か代わりにを見つけるか、休んだ分を後で働かないとだめ、と言われた。テスト前にはバイトを休みたいし、どうしても友達と遊びに行きたいときもあるのに、後で休んだ分働くなんて、部活も塾もあるから到底無理。」とのこと。続けて「○○のバイトは休みたいときに休ませてくれるのに。」だの、「そんなこと言われたら病気にもなれない。」だのぐずぐず言います。これに対しては「はじめに週2日、合計10時間の労務の提供を約束したんだから、それを一方的に減らすのは明らかな契約違反。お店側の言い分は別に非常識でも何でもなし。年次有給休暇が付与される状況に達していないんだから、文句を言わずにがんばって働くしかない!」と私が一喝。ふてくされる次女。

さて、「法教育」という分野の活動が活発になったのは、比較的最近のことのように思います。昭和生まれの私の小・中・高校時代には、授業で「法律」に触れたことは皆無でしたし、修習時代も弁護士になったばかりの頃も、「法教育」という言葉は聞いたことがありませんでした。

しかし、社会が様々な「調整」の上に成り立っているということは今も昔も変わらず、子どもから大人まで、私たちの周りにはあまねく「法による規律」が張りめぐらされています。「法による規律」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、「法による規律」があるからこそ、私たちは自分の権利に基づいて様々な活動を行い、毎日安心して暮らしていけるのだと思います。

「法教育」の要諦は、やや抽象的ですが、自分の周りにある様々な問題がどのような「法による規律」で解決を図れるのか、子どもたちに主体的に考えさせることではないかと思います。日々変化する社会において、直面したことのない問題にも自分なりの「答え」を導き出し、前に進んでいけるように。

次女は、現在も週2日、アルバイトに通っています。

以前のように文句を言うことはほとんどなくなり、約束通りの「報酬」を獲得するためには、やはり約束通りの「労働」を提供しなければならないという厳しい「法による規律」の渦中にいることを、何となく理解し始めたように見えます。

お客様に笑顔で接する姿がとても頼もしく、嬉しく思う母です。

サマー Summer 2019 スクール School

～新企画・中高生との討論会～

7月26日、今年で13回目となるサマースクールが、横浜地方裁判所・横浜地方検察庁・神奈川県弁護士会の共催により開催されました。

「サマースクール」は、神奈川県在住または在学の中高生を対象に、模擬裁判などを通じ、生徒たちに、物事を多角的に捉える力や人に伝える力を学び、主体的に法を扱う能力を身につけてもらおうという「法教育」のイベントであり、今年も63名の中高生が参加し、盛会となりました。



サマースクールでは、例年、午前、裁判所・検察庁の施設見学、法曹三者との座談会などが行われ、午後は、実際の法廷を使用して模擬裁判を行った後、弁護士会館に戻り、生徒同士が模擬裁判にあらわれた証拠に基づいて有罪無罪を検討する評議が行われています。

今年が目玉はなんといっても、午前の新企画「討論会～弁護士を論破せよ～」。

5、6人の生徒がチームを組み、決められたテーマに沿って弁護士とディベートで競い合うという企画であり、当委員会から高柳良作会員、網野雅弘会員、松本



隆会員と私がお対戦弁護士を担当しました。

今回は、「企業の採用選考で大学名をみて一次選考で落とすことの是非」と、「(使用を前提として) スマホを中学校に持ってきていいか」の2つのテーマを設定し、参加する生徒には、事前に賛否両面からの意見を検討してきてもらいました。

生徒側からは、「受験勉強以外の分野で努力してきた人間を評価しないのか。」という正統派の意見のほか、「英単語がランダムに出てくるアプリの有用性を無視するのか。」というように「単語帳は紙媒体!」、「単語帳のどの部分に書いてあるかが記憶に残る!」などといった我々の古い概念を覆す現代の中高生ならではの意見も出され、参加した生徒たちの熱意とレベルの高さを感じるものとなりました。



実は、本企画の企画段階においては、「勝てば大人げないといわれ、負ければ恥をかく。」という担当弁護士にとって極めて厳しい企画であるとうそぶかれていましたが、実際には、決して「勝てば大人げない」といわれるようなレベルではなく、弁護士側も本気で勝ちに行かなくては勝負に持ち込めない程のハイレベルな討論が繰り広げられました。

なお、対戦結果は2勝2敗の痛み分けとなっており、次年度以降、弁護士側が大人としての矜持をみせる必要があるため、委員会の枠を超え広く対戦弁護士を募る予定です。

(法教育委員会委員 岩永 和大)

高校生模擬裁判選手権

第13回高校生模擬裁判選手権関東大会への出場校を決める神奈川県予選が、令和元年6月1日に行われました。今年の神奈川県予選には5校が出場し、黒川祥会員と私が派遣された湘南白百合学園高等学校が見事優勝し、3年ぶりに関東大会への出場を果たすことができました。

8月3日に開催される関東大会に向けては、上記派遣弁護士2名に市川知明会員を加えた3名で湘南白百合を支援しました。

今年の関東大会で扱われた事案は、ある店舗でコーヒー粉を窃取したというもので、被告人は故意を否認しているというものでした。生徒たちは、この事案について約1か月にわたり準備を進めました。大会当日は、東京地方裁判所の法廷を使用して、検察官または弁護人として、実際に証人尋問や被告人質問を行い、論告弁論を作成・陳述しました。

当初、関東大会のために湘南白百合に支援に行った際には、生徒たちは、事案を的確に把握できておらず、尋問も明後日の方に向かう等、いったい本番はどうになってしまうのだろうかという不安を感じざるを得ない状況でした。

しかし、湘南白百合に支援に行くごとに、生徒たちの事案に対する理解が深まっていくだけでなく、生徒たちが様々な観点から積極的に質問をし、それを、支援弁護士・生徒たち・学校の先生が一緒に検討・議論していくようになりました。最終的には、実務家顔負けの尋問を行うようになり、論告弁論もなかなか突っ込みどころのない内容に

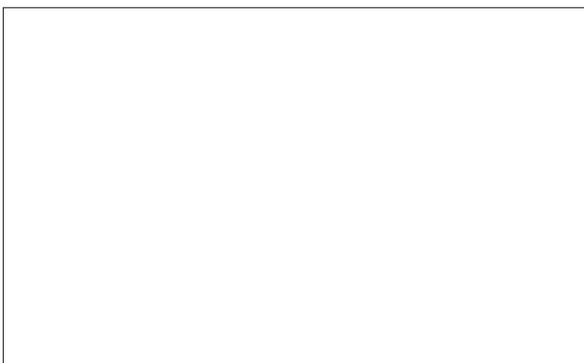


なっていました。生徒たちは、事件現場を再現し、証人の供述調書の矛盾点を見つけ出す等しており、さながら実際の否認事件の公判に向けた準備を見ているようでした。

関東大会の準備期間は、学校の期末試験の時期とも重なっていました。そのような中で、ここまで力をつけるには、相当の努力が必要だったはずですが、私はこれまで関東大会の支援弁護士を3回務めました。毎回、生徒たちの成長には驚かされるばかりでした。

残念ながら、関東大会では優勝、準優勝を逃してしまいましたが、見事、個人賞を獲得することができました。大会後の生徒たちの充実感あふれる表情を見ると、自身の力を十分に発揮できたのではないかと思います。今後、法曹以外の世界に進む生徒たちも多くいると思いますが、今回の経験が生徒たちの人生に少しでも役に立てば、支援弁護士3名としては本望です。

(法教育委員会委員 水町 洋介)



神奈川大学教員免許状更新講習

夏の盛りである8月5日から7日までの3日間、今年も、神奈川大学にて教員免許状更新講習「弁護士と学ぶ法教育～アクティビティの体験を通して～」が行われました。今年で7回目の開催です。

1日4コマ×3日間の12コマ（全18時間）。「法とは何か」という問いを皮切りに、講義を聴くだけでなく、ルール作り・立憲主義・手続的正義・匡正的正義・配分的正義を、アクティビティ（参加型学習）を通して体感してもらうことが目玉です。昨年からはジェンダーというテーマも加わりました。

参加者には、講習初日に、どのアクティビティのファシリテーターを担当するかを割り振ります。法律の講義を聴くだけかと思っていた方は、来てみてびっくりだったかもしれません。それでも、さすが教員の方々です。意欲的に活動に参加し、着実にファシリテーターもこなされました。

講義後には「学校には今回のアクティビティに登場したようなトラブルが日常頻発している。」「自分が実践するだけでなく生徒にも伝えたい。」「法教育の考え方は多様性を受け入れる社会につながっている。」などの感想が聞かれました。

これほど法教育が充実した企画は他になく（当委員会比）、自信を持ってお薦めするこの講習。来年も実施予定です。更新年度にあたる教員の方がいらっしゃったら、是非、受講をご検討ください。募集が始まると、すぐに定員に達するそうなので、申込みはお早めに！（法教育委員会委員 瀬川 智子）



6年半ぶりに編集後記の担当になり、法教育センターニュースの編集作業に参加するようになって7年近く経っていることに気付きました。相変わらず、校正能力が未熟なこともあり、編集作業のたびに日本語の難しさを思い知らされていますが、自らの未熟さを受け入れる度量も7年間で手に入れました。

次に編集後記の担当が回ってくるまでに、法教育についての理解をより深められるよう努力する所存です。

（大木 秀一郎）



神奈川県弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 神奈川県弁護士会内
神奈川県弁護士会法教育センター
TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718
受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時



| | | |
|-------------|-------|-------|
| 細貝 嘉満 (デスク) | 青木 康郎 | |
| 田丸 明子 | 河野 隆行 | 服部 知之 |
| 村上 貴久 | 押田 美緒 | 大木秀一郎 |
| 松浦ひとみ | 伊藤 真哉 | 岩崎 健太 |

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

神奈川県弁護士会ホームページ
(<https://www.kanaben.or.jp>)にアクセス!